

社会保険料控除資料の発送

【問合せ】税務課 収税班

☎773-6669

平成30年中の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額をお知らせする「社会保険料控除資料」を1月21日(月)に発送します。市・県民税申告や所得税の確定申告にご利用ください。(到着までに2〜3日かかる場合があります)

遺族年金か障害年金から特別徴収されている人で、資料が必要な場合はお問い合わせください。

※平成30年中に、年末調整用に資料を請求した人(事業所での一括請求を含む)、社会保険料を年金からの特別徴収(天引き)のみで納付した人には郵送しません

要介護認定者

税申告用「障がい者控除対象者認定書」の発送

【問合せ】介護保険課 介護保険係

☎773-6675

確定申告と住民税申告に必要な「障がい者控除対象者認定書」を1月21日(月)に発送します。(到着までに2〜3日かかる場合があります)

対象者は、平成30年12月31日現在で65歳以上の要介護認定者で、税申

告の「障がい者」か「特別障がい者」に該当する人(平成30年中に亡くなった人を含む)です。

次の場合は対象外です

- ・要介護認定者であるが、認定基準に該当していない
- ・障がい者手帳か療育手帳を持ち、それによる所得控除額が同額が多い
- ・転出をした(住所地特例による転出は除く)

・平成30年12月30日以前に要介護認定の有効期間が終了し、更新申請をしていない

・窓口などですでに交付済み

控除額などは、税務課(☎773-6668)にご確認ください。

医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

【問合せ】税務課 市民税係

☎773-6668

確定申告の医療費控除は、医療費の領収書の添付か提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※平成31年分までは、医療費の領収書の添付か提示での申告ができません。医療費の領収書は、5年間、自宅での保存が必要です

セルフメディケーション税制

【問合せ】税務課 市民税係

☎773-6668

健康の保持増進や疾病の予防などに一定の取組みを行っている人が、自分か家族のために特定一般用医薬品などの購入費を支払った場合は、その購入費(12,000円以上の部分)について所得控除(医療費控除)を受けることができます。(最高88,000円限度)

適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」に記入し、取組み内容を明らかにする書類を添付し、申告してください。

注意

セルフメディケーション税制を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられません。

取組み内容を明らかにする書類の具体例

「氏名」「取組みを行った年」「事業を行った保険者・事業者・市区町村の名称、医療機関の名称、医師の氏名のいづれか1つ」の記載があるものに限りです。

具体的には次の書類などです。(いずれか一つあれば対象)

- ①インフルエンザの予防接種か定期予防接種の領収書、予防接種済証
- ②市区町村のがん検診の領収書か結果通知書
- ③職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称か「勤務先」の記載があるもの)
- ④特定健康診査の領収書か結果通知表(「特定健康診査」か「保険者名」の記載があるもの)
- ⑤人間ドックやがん検診など、各種健診(検診)の領収書か結果通知表(「勤務先名称」か「保険者名」の記載があるもの)

※③⑤で、必要事項の記載のある領収書や結果通知表を用意できない場合は、勤務先か保険者に取組み内容の証明を依頼し、証明書の交付を受けてください

「特定一般用医薬品など」とは

要指導医薬品・一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。具体的な医薬品については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。(厚生労働省セルフメディケーション)で検索)